

「老人福祉法施行細則」一部改正に係わる意見公募実施要領

老人福祉法施行細則において、老人福祉法による福祉の措置等について規定をしていますが、一部様式の改正とその他必要な規定の整理を行う為、老人福祉法施行細則を一部改正する予定です。

つきましては、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 改正内容に関する資料の入手方法

横浜市ホームページ、健康福祉局高齢在宅支援課、市庁舎 1 階市民情報センター、各区役所広報相談係

2 意見公募の期間

平成 25 年 11 月 1 日（金）から平成 25 年 11 月 30 日（土）まで

3 意見提出方法

「意見提出書」にご意見をご記入の上、次のいずれかの方法により、横浜市健康福祉局高齢在宅支援課宛にご提出願います。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kf-zaitaku@city.yokohama.jp

※メールの件名は「意見公募」と表記してください。

(2) 郵送の場合

住所：〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

(3) F A X の場合

F A X 番号：045-681-7789

4 注意事項

- (1) いただいたご意見に対して、個別の回答はしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案への意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）」に従って適切に取り扱います。

5 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢在宅支援課

電話番号 045-671-2405 F A X 番号：045-681-7789

※電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。